

第77号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

コロナ禍で生じた新たな課題や人々の暮らし・価値観の多様化に対応するとともに、「区民の幸福（しあわせ）」すなわち「ウェルビーイング」の実現に向けた新たな施策を積極的に展開していくため、組織を再編する。

2. 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

3. 施行期日

令和6年4月1日（児童相談所に関しては令和6年10月1日）

4. 組織図（案）

（課および担当部長・担当課長については、現時点での案であり変更の可能性がある。）

現行	改正後	条例改正の理由等
企画部 企画課 政策推進担当課長 財政課 施設整備課 広報広聴課 情報推進課 情報戦略担当課長 総務部 危機管理担当部長 新庁舎整備担当部長 広町事業担当部長 総務課 秘書担当課長 人権啓発課 人事課	企画経営部 企画課 政策推進担当課長 SDGs推進担当課長 財政課 施設整備課 ※移管 デジタル推進課 DX戦略担当課長 経理課 税務課 区長室 危機管理担当部長 新庁舎整備担当部長 広町事業担当部長 総務課 コンプライアンス推進担当課長 秘書担当課長 戦略広報課 人権啓発課 人事課	区の施策を迅速かつ強力に推進するため、区政の推進・執行に関する組織を再編し、部の名称と分掌事務を改正する。

現行	改正後	条例改正の理由等
人材育成担当課長 経理課 税務課 新庁舎整備課 新庁舎建設担当課長 広町事業調整担当課長	人材育成担当課長 ※移管 ※移管 新庁舎整備課 新庁舎建設担当課長 広町事業調整担当課長	
地域振興部 (略) 商業・ものづくり課	地域振興部 (略) 地域産業振興課 創業・スタートアップ支援担当課長	※条例改正なし
文化スポーツ振興部 文化観光課 スポーツ推進課	文化観光スポーツ振興部 文化観光戦略課 スポーツ推進課	区の観光施策を更に推進するため、部の名称を改正する。
子ども未来部 子ども育成課 子ども家庭支援センター 児童相談所開設準備課 子育て応援課 保育課 保育教育運営担当課長 保育支援課	子ども未来部 児童相談所担当部長 子ども育成課 子ども施策連携担当課長 子ども家庭支援センター 子ども家庭センター開設準備担当課長 児童相談課 一時保護担当課長 子育て応援課 保育入園調整課 保育施設運営課 保育事業担当課長	児童相談所の開設に向け、分掌事務を改正する。
健康推進部 健康課 国保医療年金課	健康推進部 健康推進部次長 健康課 地域医療連携課 生活衛生課 保健予防課 品川保健センター 大井保健センター 荏原保健センター 国保医療年金課	新型コロナウイルス感染症に係る対応を踏まえ、地域医療連携体制を更に強化するため、分掌事務を改正する。

現行	改正後	条例改正の理由等
都市環境部 (略) 品川区清掃事務所	都市環境部 (略) 品川区清掃事務所 資源循環推進担当課長	※条例改正なし
防災まちづくり部 (略)	防災まちづくり部 地域交通政策課 (略)	地域交通政策の更なる強化のため、分掌事務を改正する。

5. 参考（保健所処務規定）

現行	改正後	規定改正の理由等
品川区保健所 保健整備担当部長 生活衛生課 保健予防課 新型コロナウイルス予防 接種担当課長 品川保健センター 大井保健センター 荏原保健センター	品川区保健所 品川区保健所次長 ※廃止 健康課 地域医療連携課 生活衛生課 保健予防課 ※廃止 品川保健センター 大井保健センター 荏原保健センター	新型コロナウイルス感染症に係る対応を踏まえ、健康推進部と品川区保健所を一体的組織に再編する。

品川区組織条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区組織条例 平成26年12月26日条例第48号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、品川区における自律的かつ効率的な組織運営を行うため、部<u>および室</u>の設置および分掌事務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部<u>および室</u>を置く。</p> <p><u>企画経営部</u> <u>区長室</u> 地域振興部 <u>文化観光スポーツ振興部</u> 子ども未来部 福祉部 健康推進部 都市環境部 防災まちづくり部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部<u>および室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>企画経営部</u></p> <p>(1) 区政の企画および総合調整に関すること。 (2) 行政組織および事務管理に関すること。 (3) 財政に関すること。 (4) 施設の整備に関すること。</p>	<p>○品川区組織条例 平成26年12月26日条例第48号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、品川区における自律的かつ効率的な組織運営を行うため、部の設置および分掌事務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p><u>企画部</u> <u>総務部</u> 地域振興部 <u>文化スポーツ振興部</u> 子ども未来部 福祉部 健康推進部 都市環境部 防災まちづくり部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>企画部</u></p> <p>(1) 区政の企画および総合調整に関すること。 (2) 行政組織および事務管理に関すること。 (3) 財政に関すること。 (4) 施設の整備に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 情報システムの整備および運用に関すること。</p> <p>(6) <u>財産および契約に関すること。</u></p> <p>(7) <u>区税に関すること。</u></p> <p>(8) 特命事項に関すること。</p> <p><u>区長室</u></p> <p>(1) 区議会に関すること。</p> <p>(2) 平和および国際化の推進に関すること。</p> <p>(3) 条例の立案その他法規に関すること。</p> <p>(4) <u>広報および広聴に関すること。</u></p> <p>(5) 人権啓発および男女共同参画に関すること。</p> <p>(6) 職員の人事および福利に関すること。</p> <p>(7) 危機管理に関すること。</p> <p>(8) 他の部に属しないこと。</p> <p><u>地域振興部</u></p> <p>(1) 地域活動および協働の推進に関すること。</p> <p>(2) 生活の安全に関すること。</p> <p>(3) 戸籍および住民の記録に関すること。</p> <p>(4) 産業の振興に関すること。</p> <p>(5) 消費生活に関すること。</p> <p><u>文化観光スポーツ振興部</u></p> <p>(1) 文化芸術および生涯学習の振興に関すること。</p> <p>(2) 観光に関すること。</p> <p>(3) スポーツの推進および振興に関すること。</p> <p><u>子ども未来部</u></p> <p>(1) 児童福祉に関すること。</p>	<p>(5) <u>広報および広聴に関すること。</u></p> <p>(6) 情報システムの整備および運用に関すること。</p> <p>(7) 特命事項に関すること。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) 区議会に関すること。</p> <p>(2) 平和および国際化の推進に関すること。</p> <p>(3) 条例の立案その他法規に関すること。</p> <p>(4) 人権啓発および男女共同参画に関すること。</p> <p>(5) 職員の人事および福利に関すること。</p> <p>(6) <u>財産および契約に関すること。</u></p> <p>(7) <u>区税に関すること。</u></p> <p>(8) 危機管理に関すること。</p> <p>(9) 他の部に属しないこと。</p> <p><u>地域振興部</u></p> <p>(1) 地域活動および協働の推進に関すること。</p> <p>(2) 生活の安全に関すること。</p> <p>(3) 戸籍および住民の記録に関すること。</p> <p>(4) 産業の振興に関すること。</p> <p>(5) 消費生活に関すること。</p> <p><u>文化スポーツ振興部</u></p> <p>(1) 文化芸術および生涯学習の振興に関すること。</p> <p>(2) 観光に関すること。</p> <p>(3) スポーツの推進および振興に関すること。</p> <p><u>子ども未来部</u></p> <p>(1) 児童福祉に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 青少年の育成に関する事。 (3) 子育て支援に関する事。 <u>(4) 児童相談所に関する事。</u></p> <p>福祉部</p> <p>(1) 高齢者福祉に関する事。 (2) 介護保険に関する事。 (3) 障害者福祉に関する事。 (4) 生活保護および生活困窮者自立支援に関する事。 (5) その他社会福祉（他の部に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>健康推進部</p> <p>(1) 保健衛生に関する事。 <u>(2) 地域医療連携に関する事。</u> <u>(3) 国民健康保険および後期高齢者医療に関する事。</u> <u>(4) 国民年金に関する事。</u> <u>(5) 保健所に関する事。</u></p> <p>都市環境部</p> <p>(1) 都市計画に関する事。 (2) 都市開発に関する事。 (3) 都市景観に関する事。 (4) 密集市街地の整備に関する事。 (5) 住宅に関する事。 (6) 建築に関する事。 (7) 環境に関する事。 (8) 清掃およびリサイクルに関する事。</p> <p>防災まちづくり部</p> <p>(1) 道路に関する事。 (2) 公園および緑化に関する事。 (3) 河川、水辺および下水道に関する事。</p>	<p>(2) 青少年の育成に関する事。 (3) 子育て支援に関する事。</p> <p>福祉部</p> <p>(1) 高齢者福祉に関する事。 (2) 介護保険に関する事。 (3) 障害者福祉に関する事。 (4) 生活保護および生活困窮者自立支援に関する事。 (5) その他社会福祉（他の部に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>健康推進部</p> <p>(1) 保健衛生に関する事。 <u>(2) 国民健康保険および後期高齢者医療に関する事。</u> <u>(3) 国民年金に関する事。</u> <u>(4) 保健所に関する事。</u></p> <p>都市環境部</p> <p>(1) 都市計画に関する事。 (2) 都市開発に関する事。 (3) 都市景観に関する事。 (4) 密集市街地の整備に関する事。 (5) 住宅に関する事。 (6) 建築に関する事。 (7) 環境に関する事。 (8) 清掃およびリサイクルに関する事。</p> <p>防災まちづくり部</p> <p>(1) 道路に関する事。 (2) 公園および緑化に関する事。 (3) 河川、水辺および下水道に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>地域交通および交通安全</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 防災に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の表子ども未来部の項に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(4) 交通安全に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 防災に関する<u>こと</u>。</p>